

地域交流センター活動推進委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が連帯性を保ち地域交流センターにおける生涯学習及び社会教育活動の促進を図るため、地域交流センター活動推進委員会（以下「委員会」という。）に対し交付する地域交流センター活動推進委員会補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱は、山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成20年山口市条例第51号）第2条に規定する地域交流センターを対象とする。

(補助金の対象)

第3条 市長は、予算の範囲内で委員会の行う次の事業の経費について、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

- (1) 講座の開設に要する経費
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催に要する経費
- (3) 図書の整備に要する経費
- (4) 体育、レクリエーションに関する集会及び行事の開催に要する経費
- (5) 各種の団体、機関等の育成及び連絡調整に要する経費
- (6) 学習及び活動に必要な用具等の整備に要する経費
- (7) その他市長が必要と認める経費

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする委員会は、申請書（別記第1号様式）及び当年度事業実施計画書に収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、当該申請に係る経費に対し補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付指令書（別記第2号様式）によりその旨を委員会に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 委員会は、事業完了後実績報告書（別記第3号様式）に決算書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であ

ると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金を交付する。

(概算払)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

(関係書類の整備)

第9条 委員会は、当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備しておかなければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を受けた委員会に対し、第3条の経費について報告を求め、又は前条の帳簿その他関係書類及び事業実施状況を検査し、若しくは必要事項を指示することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた委員会が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき
- (2) 事業の実施を不相当と認めるとき
- (3) 支出額が予算額に比べて減少したとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行期日前に、合併前の山口市公民館活動推進委員会補助金交付要綱の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行期日前に、山口市公民館活動推進委員会補助金交付要綱の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

山口市長 様

〇〇地域交流センター活動推進委員会
会 長 印

地域交流センター活動推進補助金交付申請書

〇〇地域交流センターにおける生涯学習及び社会教育活動を別紙事業計画書のとおり実施するので、地域交流センター活動推進委員会補助金交付要綱第4条の規定により、金 円を交付されるよう申請します。

記

- 1 事業実施計画書
- 2 収支予算書

(別記第2号様式)

指令山教社第 号

〇〇地域交流センター活動推進委員会
会 長 〇 〇 〇 〇

平成 年 月 日付け申請の平成 年度〇〇地域交流センター活動
推進委員会補助金として、金 円を交付する。

平成 年 月 日

山口市長

印

- 1 補助金の対象となる内容は、申請書の記載のとおりとする。
- 2 事業終了後は、速やかに実施報告書及び収支決算書を提出すること。

(別記第3号様式)

平成 年 月 日

山口市長 様

〇〇地域交流センター活動推進委員会
会 長 印

地域交流センター活動推進委員会事業実績報告書

平成 年 月 日付け指令山教社第 号の補助金交付決定に基づき、
下記のとおり事業を実施したので、地域交流センター活動推進委員会補助金交
付要綱第6条の規定により報告します。

記

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書